

氏名(本籍)	李 <sup>り</sup> 薰 <sup>ふん</sup> (韓国)
学位の種類	文学博士
学位記番号	博甲第603号
学位授与年月日	平成元年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	『李朝中期両班社会の形成』
主査	筑波大学教授 文学博士 野口 鐵 郎
副査	筑波大学教授 文学博士 綾部 恒 雄
副査	筑波大学教授 安藤 正 士
副査	筑波大学教授 大 藪 正 哉
副査	筑波大学助教授 田 中 通 彦
副査	筑波大学助教授 教育学博士 朴 聖 雨

### 論 文 の 要 旨

本論文は、序章・終章・参考文献一覧のほか3部9章から成り、400字詰原稿用紙換算で930枚に及び、多数の図・表によって叙述の理解を助ける便をはかって構成されている。

序章「在地両班社会研究の現状と問題点」 従来の朝鮮史研究における両班層への接近としてあった政治史的・経済史的、あるいは政治機構論的・身分論的な捉え方に反省を加え、両班層を単に政治的弊害の原点として捉えるのではなく、また良賤二分論における良人の範囲においてのみ捉えるのではなく、在地の社会勢力として捉え直そうとする立場を明確にした。そのためには、両班家の財産相続形態を明らかにし、同時にかれらの勢力基盤形成への努力の姿勢を探る必要がある、と論じ、その結果として、16・7世紀を李朝中期と時代区分することの妥当性を示唆した。

第一部「両班と家族」第一章「系譜観念と家族」 高麗末期から李朝初期にかけて、自己の系譜を作製する動きがあらわれる。史料的には高麗中期から行なわれた「戸口单子」にまでその観念の形成を遡ることができるが、そこでは父系のみでなく母系をも重視することに特色があり、やがて高麗末期には、それは家譜・族譜として成立した。科挙応試の必要から生じた系譜観念は、一方において家系成員の族的紐帯として、他方において両班の身分的シンボルとして尊重された。そして父系を辿りながら母系をも並記したことに、朝鮮社会の族譜の特色をみることができる。それは、母方財産の継承による両班家財産の形成と無関係ではない。

第一部第二章「財産相続と両班」 両班家の財産は、夫の父母と妻方とから伝来する土地・奴婢

で形成され、その相続は法制的にも祖先奉祠をも含めて、子女均分を特色とした。父祖の任地の移動や通婚圏との関連で、それは全国的に拡散する傾向をもち、必然的に土地を零細に分割し、一個の奴婢戸を分解した。父母の生前分与も死後分与も行なわれたが、妻方に男子相続者がいない場合には、女婿が妻方相続地に移居する現象もあらわれた。こうした相続法は、両班家の財産形成には役立つものの、特定地域における両班の定着を妨げるものであり、かつかれらの社会的地位の低下をもたらした。

第一部第三章「李朝前期における家族の性格」 両班家の勢力低下が財産の子女均分によることを、残存史料に即して具体的に分析した。通婚圏が全国的であったこと、そのために零細な財産が全国に散在したこと、したがって、財産管理には国家が介入しやすかったことなどを明らかにした。

第二部「在地社会における両班家の財産所有の変質と経済的基盤の形成」第一章「李朝前期における両班家所有奴婢の性格について」 15・6世紀の慶尚道に存在した数個の両班家に伝存する分財文書などに依拠して、両班家に蓄蔵される財産は妻方伝来のものが多いことを明らかにし、両班の居住地から離れた土地に居住する外居奴婢のあり方を検討した。外居奴婢は両班家の所有地を耕作して地代・身貢を納入するほかに、自己所有地をもち、かつ他の奴婢を買得して耕作させることも多かったこと、家族の分解も作用して、主家に従順でない奴婢も存在したことなどを明らかにした。しかし、やがて両班はその居住地周辺に土地を集中し始め、それが奴婢家族の安定に繋がった。

第二部第二章「十六・七世紀の両班家における財産所有の変化と所有奴婢の性格」 父系男性中心の家譜作製の必要は、両班家の社会的地位の安定と連動する。すなわち、16・7世紀になると、両班家は妻方伝来の遠方所在地を売却して居住地周辺の土地を買得・開拓するとともに、奴婢についても同様の処置をはかった。このことは外居奴婢の性格にも変化を与え、両班家周辺に居住して身貢のほかに耕作にも従う仰役奴婢と、遠方に居住して身貢のみを負担する身貢奴婢とに二分されてくる。妻方伝来財産のもつ限界を克服しつつ自家の勢力基盤を形成する努力が試みられ、両班の地方定着、在地化が進行するのである。

第二部第三章「十六・七世紀における両班の在地的基盤」 寧海府の李家所蔵の文書を用いて、その所有地の変遷を辿る。全国に散在した土地では粗放な畑作が多く、したがって地代・身貢の收取には困難が伴った。しかし16・7世紀には土地・奴婢の集中と並行して、水利施設などを設置して畑地や開拓地を水田化する動向があらわれてくる。同時に集約的農法が施行された。このことは、両班居住地周辺の農業生産量の増大と経営の安定、さらには周辺居住奴婢の隷属小農民としての地位の安定をもたらした。その結果として、両班家の相続慣行にも変化を生じた。男子の優遇傾向、長子得分の増加傾向がみられるようになり、なかんずく水田を多く継承した長子の地域社会における影響力が大きくなって、妻方への移居がやみ、父系男性を成員とする班村の形成が促されてくる。つまり、16・7世紀は、両班の地方安定を契機とした耕地開発や農法・奴婢戸のあり方・相続慣行・村落の景観などが変化し、定着した時代であったことを明らかにした。

第三部「在地社会における両班家の権力構造」第一章「十六・七世紀における両班家の在地化と当該社会の変質」 両班家の在地化は、奴婢戸の安定とあいまって新しい開拓地をも村落化する傾

向を誘ったが、それはまた新旧秩序の対立の一要因ともなった。両班家の定着以前からそこに居住していた良人農民と既存の農業施設や農村秩序の存在は、両班家の利害と衝突したのである。両班家の自己確立のための動きが、一方に地方社会の進展を促しながら、他方に両班家に新しい課題をもたらしたことを究明した。

第三部第二章「両班家の保守化と郷村運営」 上の動きに対応するために、両班家は、通婚圏を固定化することによって財産共有の意識を強め、そこへの不参加者に対する私的・公的処罰権を含む、排他的規制力をもつ郷会を存在させた。郷会は国家による徭役割り当てを村落内で行なうために必要な組織であり、公議・公論を基盤として運営された。このことは、国家の徭役収取に地方両班が介入することを許し、両班がその権力を背景として自己の利害を基礎とした村落秩序を維持し、私的利益の増大をはかったことを追究した。

第三部第三章「十六・七世紀の郷村社会における勸農と朱子学」 両班の秩序維持は、具体的には郷約・郷規に集約される。それらは、孝と相互扶助を揚言する朱子学を基礎に李朝の特殊性を加味して作製され、村落内の両班主導による公的秩序の確立をめざした。それは、一方で両班の在地支配を徭役割り当てを通して国家に容認させ、他方で小農民の家族経営の安定を促すものであった。

終章 以上の所論をまとめて要約を行ない、さらに18世紀以降になると在地両班は中央の党争に巻き込まれたことを指摘する。その結果、在地の両班家は分裂し、郷会を通しての郷村支配も、公論による規制もその力を失い、国家の徭役科派も官側によって一方的に行なわれるように変化した。もちろん農村の安定も失われた。こうした意味において、16・7世紀は、李朝時代の中期として画期することができるし、両班の在地化の歴史的意義がある、と論じた。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、主に次の諸点において高く評価し得る。まず、両班層の在地化の動きは、かれらの通婚圏の地域的拡大と財産の子女均分相続とを主因とした勢力低下を防ぐために、通婚圏を限定して自己の居住地に接近した土地・奴婢を蓄積することによって始まった、と考察したことである。理論構成ばかりでなく、史料分析を通して具体的に立証したことは、歴史学の基本的な方法論に沿っている点において評価できる。次に、上述の動きが両班自身のみならず奴婢戸の安定をももたらし、両班層を成員としたいわゆる班村の形成を促し、かれらの主導による村落運営を導き、かつかれらによる朱子学的勸農策に連動した、と考察したことである。主題である両班社会の形成を、考える各面からアプローチした努力は、高く評価してよい。さらに、上の諸傾向が互いに相乗されて、在地両班層に国家権力の代行的役割を担わせる立場を与えた、と論じ、そこに現出した朝鮮社会の諸相がその前後の時代のそれと異なることに着眼し、16・7世紀を李朝中期として時代区分論にわけいったことである。歴史学研究の大きな目標に接近した意図は、高い評価にあたいする。

ただし、すでに自明であると考えた些細な用語などの概念規定がややおろそかであることや、立論・行論に滑らかでないと思われるところがあることなどが克服されていれば、さらに高い評

価を与えることができる。

しかし、歴史事象の分析の観点に独創がみられ、伝来した史料の整理・分析において緻密であり、日本語における表現にも不十分なところはない。

以上によって、本論文は博士課程を修了するに必要かつ十分な水準に達していると判断できる。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格があるものと認める。